

第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念（あるべき姿についての基本的考え）

いかなる時代、どのような社会状況にあっても、子どもは社会の希望であり、未来をつくる力、社会の鏡です。その子ども達がひとしく心身ともに健やかに育つためには、家庭・学校・地域社会などの存在がとても重要です。

子どもがより良い環境の中で育ち、親又は親に代わる保護者が安心して育てられる、みんなに優しく、笑顔があふれる、そんな「子育てしたいまち・しやすいまち日野」にしたいとの思いが込められています。

子どもが育ち・子どもと育つ
寄り添う地域・あふれる笑顔

乳児期におけるしっかりとした愛着形成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における自立意識や他者理解等の社会性の発達については、各ステージにおいて適切に関わることが重要です。子ども達が自主性と意欲を育むための、自然体験などの遊び、学校を中心とした学び、食教育による体の育成などの様々な施策を通して、子ども一人ひとりが発達段階に応じた支援を受けられるよう環境を整えていくことが重要です。

子育て

大家族から核家族に変化している現代では、親など保護者が子どもに向き合う機会が増える一方で、自分が頑張らないといけないというプレッシャーを抱える場合も少なからず存在しています。子ども達がひとしく心身ともに健やかに育つためには、親など保護者の存在がとても大切です。親など保護者が、様々な支援を受けながら実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していく環境を社会全体で支える仕組みが必要です。

親育ち

地域には、経験を重ねた人材、専門家、子どもが大好きな人など、様々な資源があふれています。しかし、地域のつながりが希薄化している現状では、社会参加のきっかけがつかめず活用できない状況もあります。地域及び社会全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができる地域づくりを目指します。

地域育ち

学童期から思春期にかけては、自分のことも客観的にとらえられるようになる一方、発達の個人差も顕著です。また、インターネットなどの普及により、人や物、自然に直接触れる体験活動の機会が減少しています。

次世代育ち

そのような中、異年齢や多様な人との触れ合いや人権意識を学ぶ機会を設けることで、自他への思いやりの心や自己肯定感を育みます。

2 基本目標（将来像）

2 基本目標（将来像）

I 子育ての豊かさと楽しさの発見

- 方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援
- 方針2) 子育てを励ます人と場づくり
- 方針3) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり
- 方針4) ゆとりをもって子育てするための環境づくり
- 方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

II 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育ち

- 方針1) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり
- 方針2) 心と体の健やかな成長を支える

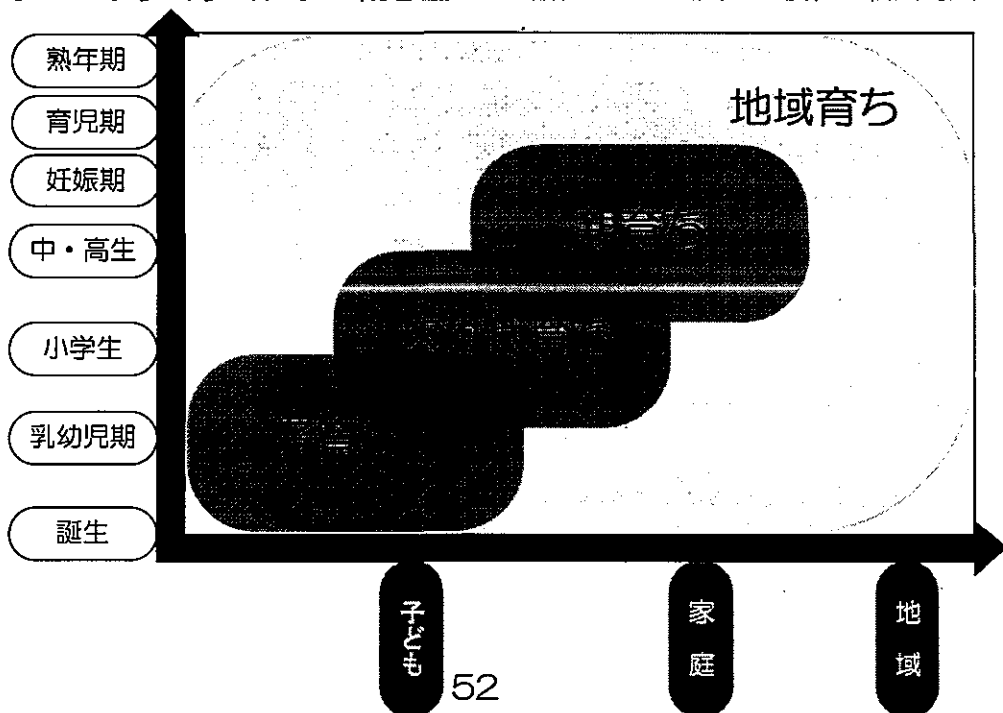
III 共に生き、互いに育てあうまち

- 方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり
- 方針2) 安心して子育てができる安全なまちづくり

IV 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

- 方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進

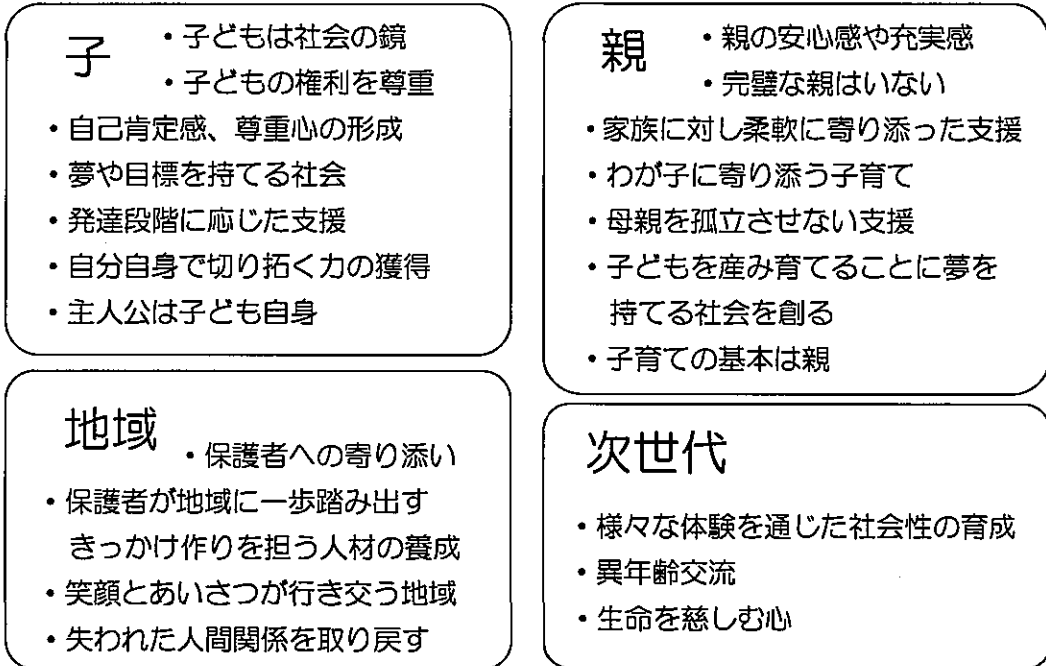
◆新！ひのっ子すくすくプラン概念図（縦軸：人の成長 横軸：社会的広がり）



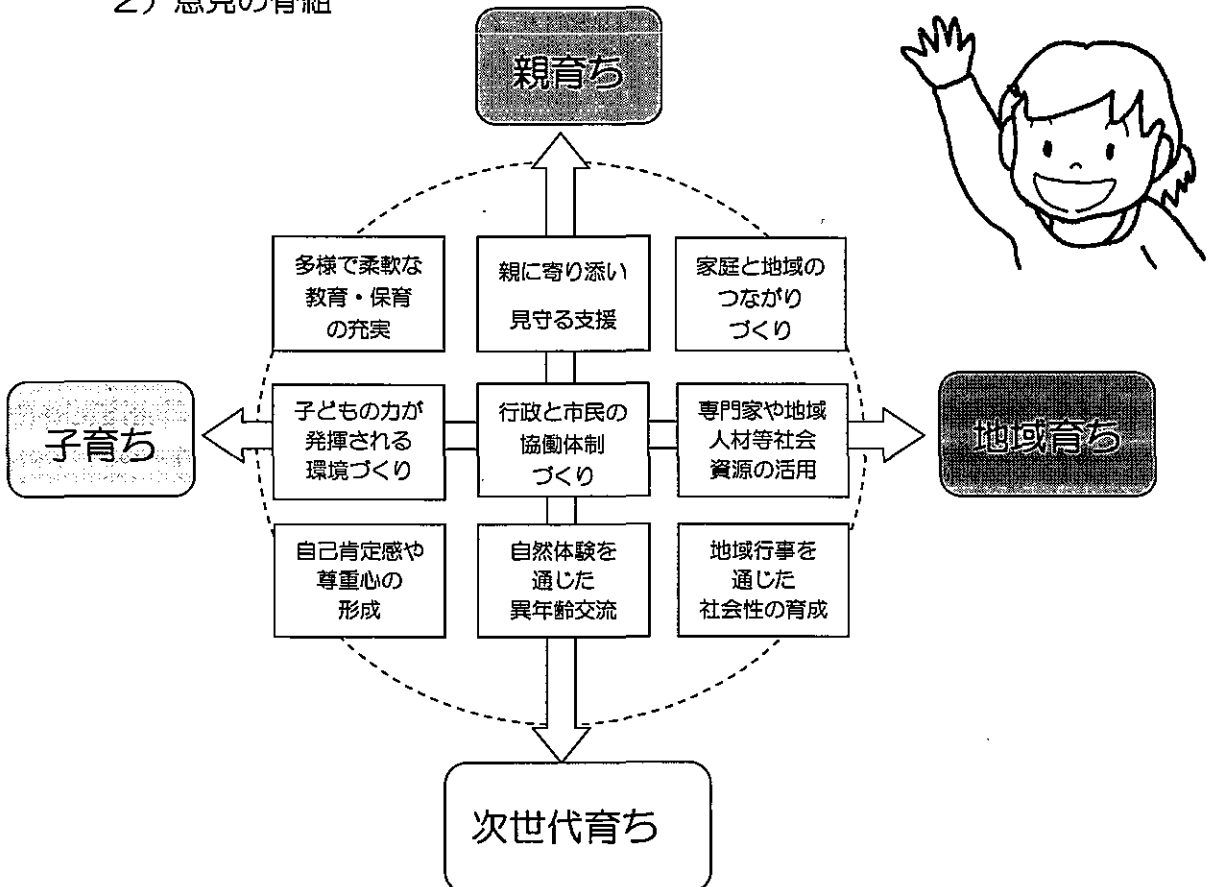
3 子ども・子育て支援会議委員の主な意見

メインテーマ 「子どもが主役」

1) 委員からのキーワード



2) 意見の骨組



4 (参考) 子ども・子育て支援法の基本理念・基本指針抜粋

4 子ども・子育て支援法の基本理念・基本指針抜粋

(参考) 子ども・子育て支援法の基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

(参考) 子ども・子育て支援法(基本指針)より抜粋

子ども・子育て支援の意義に関する事項

法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としている。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

～ 中 略 ～

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといった人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。